

(前文)

酒類総合研究所では、当初の業務の中期計画(平成13年4月2日財務大臣認可)に基づき、外部有識者の意見を聞き業務運営に反映させることを目的に「研究開発評価委員会」を設けています。当委員会は研究所の特別研究課題に関する事前評価、中間評価、事後評価などを行います。評価に当たっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定)に沿って、実施しております。

平成17年度が第2期中期目標の作成期間にあたることから、次期中期目標期間で重点的に取り組むべき課題についての助言をいただきましたのでここに公表いたします。

平成16年度 研究開発評価委員会概要

開催日

平成17年 3月8日(火)

場所

独立行政法人酒類総合研究所(広島事務所) 大会議室

出席委員

会長 兒玉 徹

委員 蓼沼 誠、小林 猛、久保田紀久枝、中島邦雄、大河内基夫

(欠席委員 宮川都吉)

(敬称略、五十音順)

独立行政法人酒類総合研究所の運営に関する助言  
(第2期中期目標期間で重点的に取り組むべき分野について)

独立行政法人酒類総合研究所は、国の研究機関として基礎的・先導的研究及び行政の政策的ニーズに沿った研究を中心に、民間や大学では成し得ない体系的・総合的な研究を行う必要がある。

研究の推進に当たっては、科学技術基本計画等に述べられているとおり、我が国の発展基盤となる科学技術の推進、我が国の経済を活性化し国際競争力を確保する科学技術活動の推進、安心・安全な国民生活を実現する科学技術活動の推進などの観点とともに、酒類業の健全な発達、財政基盤の確保等の政策目標の達成に向けた研究に取り組む必要がある。

酒類は日本の文化と国民生活に密着した嗜好飲料である反面、致酔性を有した飲料であり、重要な財政物質でもある。そのため、豊かな国民生活の実現のためには、酒類に対する国民の適切な認識と酒類業の健全な発展が必要であり、酒類の安全性を含めた国の責任は非常に大きい。また、バイオ戦略大綱(平成14年12月6日 内閣府 BT 戦略会議)でも指摘されているように、微生物・バイオプロセスの分野は、我が国のオリジナリティーが高く、世界的な競争力を有し、かつ今後の発展が予想される分野であり、酒類業はその一翼を担っている。実際に、欧米や東南アジアを中心に清酒の消費量が伸びており、なお一層、酒類業の国際競争力を維持・向上してゆく必要がある。

一方、酒類及び酒類業の現状を俯瞰すれば、いくつかの大手を除き、酒類業の大部分は中小企業であり、長期的に技術開発の基本となる基礎的・先導的研究を実施することは難しい。また、国内消費の落ち込みから、基礎的研究をベースとした中期的な技術開発、商品開発を行うことも難しくなりつつある。酒類業の健全かつ継続的な発展を維持するためには、政策目標に沿ったこれらの研究を継続的に実施することが必須であり、法的根拠に基づき、財務省所管である酒類総合研究所で実施する必要がある。なお、大学等では法的根拠に基づく政策目標に沿った研究の継続性が保証されないため、酒類総合研究所を中心として積極的に連携をとり、政策目標の達成に努める必要がある。

これらの現状を踏まえ、今後、酒類総合研究所で重点的に取り組むべき研究テーマとして以下のことを助言する。

第2期中期目標期間で重点的に取り組むべき研究分野についての助言

1. 醸造関連生物のポストゲノム研究
2. 固体培養による物質生産についての基礎的研究
3. 酒類の安全性および酒類の生理機能に関する研究
4. 酒類関連酵素の機能開発と応用研究
5. 環境負荷の少ない循環的社会に適応した酒類製造法の開発と応用研究
6. 酒類の評価法に関する研究

## その他重点的に取り組むべき課題

1. バイオリソース等の知的基盤の充実と提供
2. 国際競争力の維持と発展、及びアジア諸国との連携支援業務
3. 民間等の研究活動を支援するための競争的資金の確保と拡大